

○恵庭市道路掘削及び路面復旧工事要綱

平成 26 年 3 月 12 日

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)

第 2 章 掘削(第 11 条・第 12 条)

第 3 章 埋戻し(第 13 条・第 14 条)

第 4 章 仮復旧(第 15 条—第 19 条)

第 5 章 路面復旧(第 20 条—第 27 条)

第 6 章 雑則(第 28 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 [この要綱](#)は、道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 4 条の 4 の 4 から第 4 条の 4 の 7 までに規定するもののほか、道路占用許可等により地下埋設施設を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び路面復旧工事の施工に当たり、遵守すべき事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 [この要綱](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 道路占用許可等 道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 22 条の規定による命令、法第 24 条の規定による承認、法第 32 条の規定による許可、法第 35 条の規定による協議に対する回答、法第 40 条の規定による指示、法第 71 条の規定による命令並びに法第 91 条第 1 項の規定による許可及び同条第 2 項の規定により準用される許可をいう。

(2) 許可条件等 道路占用許可等の条件指示及び命令内容をいう。

(3) 掘削工事 道路占用許可等による道路の掘削工事をいう。

(4) 路面復旧工事 [前号](#)の工事による掘削跡を復旧する工事又は路面新設工事をいう。

(5) 占用者等 道路管理者の道路占用許可等を受けた者をいう。

(瑕疵担保)

第 3 条 占用者等は、路面復旧工事完成後 2 年以内に占用者等の施工した路面復旧工事の道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。ただし、推進工法による場合の期間は、5 年間とする。

2 占用者等は、[前項](#)の規定にかかわらず、占用者等が施工した工事に瑕疵があり、これが原因で道路が損傷した場合は、占用物件の存続期間においては道路管理者の指示に従い道路を補修する責を負うものとする。

(地元説明)

第 4 条 占用者等は、掘削工事の実施に先立ち、施工箇所の周辺住民にこれを説明し周知させ、紛争又は苦情の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

(第三者に与えた損害)

第 5 条 占用者等の工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、占用者等において処理するもの

とし、第三者に損害を与えたときは、占有者等の負担において賠償しなければならない。

(工事の施工)

第 6 条 占有者等は、工事の施工管理について道路管理者の指示に従い、北海道土木工事共通仕様書に基づき行わなければならない。

(工事現場の表示及び保安施設)

第 7 条 占有者等は、掘削又は路面復旧工事を施工するときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。

(1) 工事現場の起終点における道路標識、工事標示板等の標示施設

(2) 工事現場の周囲における保安柵及び夜間における注意灯、照明灯等の保安施設

2 前項の規定による工事現場の標示施設及び保安施設の設置については、道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和 37 年 8 月 30 日建設省道路局長通知)によらなければならない。

(写真撮影)

第 8 条 占有者等は、道路管理者の指示により掘削工事着手前における現場の状況、完成後における外部から明視できない箇所及び工事の重要な段階における作業状況を撮影し、道路管理者に提出しなければならない。

(事故対策)

第 9 条 占有者等は、工事施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(警察署との連絡)

第 10 条 占有者等は、所轄警察署及び工事に影響のある占有物件の管理者と常に緊密な連絡をとるよう努めなければならない。

第 2 章 掘削

(掘削の制限)

第 11 条 新築又は改築後の道路においては、原則として 5 年間は掘削することは認めない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であって、道路管理者が特に必要があると認めるときは、掘削することができる。

(1) 当該道路において、災害を防止し、又は事故の復旧等により一般の危険を防止するための工事を行う場合

(2) 当該道路において、沿線建築物に対する引込管線路の布設を行う場合

(3) 当該道路において、掘削をすることがやむを得ない公共事業等を行う場合

(掘削)

第 12 条 掘削工事は、次に掲げる方法により施工しなければならない。

(1) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘りは行わないこと。

(2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に止めること。ただし、これにより難しい場合は、道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(3) 舗装道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装部分の切断は、それぞれに適応したカッター等を使用して、周囲は方形に切り取り、面は垂直になるように丁寧に切り取ること。

- (4) 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼす恐れがある場合においては、これを一時他の場所に搬出すること。
- (5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、山留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削するとともに、湧水及び溜水の排除先に注意すること。
- (6) 人家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げない措置を講ずること。
- (7) 交通頻繁な箇所の掘削は、[第7条](#)の規定による施設を設置するほか、道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削を終え交通を妨げない措置を講じた後、他方の掘削に着手すること。
- (8) 掘削部分の周囲及び工事用物品等を置いた箇所には、通行人に危険を及ぼさないように、柵その他の設備を設けること。

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第13条 掘削の後の埋戻しは、所要の作業を終えた後、当日中に施工しなければならない。ただし、これにより難い場合は、道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(埋戻しの方法)

第14条 埋戻しの施工に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 埋戻しの転圧については、20センチメートル以下で層ごとにタンパ又は振動ローラー等を使用して十分に締め固めを行うこと。
- (2) 山留工を施工した場合は、埋戻しに伴い地盤に緩みが生じないように下部を埋め戻し、徐々に撤去すること。
- (3) 埋戻し材料は、良質土及び改良土とし、環境に有害な影響を与える物質を含まないものとする。

第4章 仮復旧

(仮復旧)

第15条 仮復旧は、原則としてこれを行わなければならない。

(仮復旧の時期)

第16条 仮復旧は、占用者等において施工し、埋戻し完了後、即日着工しなければならない。

(仮復旧の方法)

第17条 仮復旧の方法は、原則として[次の表](#)による。

区分	路盤工	表層工
車道	1 路盤材 0～40 ミリメートル 2 現道と同じ厚さ以上又は交通量区分に応じた本復旧の路盤厚以上	1 密粒度アスコン又は細粒度アスコン(再生材又は新材) 2 3～5 センチメートル程度
歩道	1 路盤材 0～40 ミリメートル 2 現道と同じ厚さ以上又は交通量区分に応じた本復旧の路盤厚以上	1 細粒度アスコン(再生材又は新材)又は常温合材 2 2～3センチメートル程度

(仮復旧の路面表示)

第18条 仮復旧後の路面標示は、路面標示図([別表第1](#))のとおり行うこと。

(仮復旧路面の維持)

第 19 条 占有者等は、路面復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路面の沈下その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復しなければならない。

2 占有者等は、道路管理者から仮復旧箇所の路面の沈下その他の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行い、これを修復しなければならない。

第 5 章 路面復旧

(路面復旧の方法)

第 20 条 路面復旧工事は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等機能以上で工事前の強度に劣らない路面に復旧するものとする。

(路面復旧工事の方法)

第 21 条 路面復旧工事は、機械施工を原則とし、路面復旧工事算定図(別表第 2)により施工することを基本とする。ただし、現況等を勘案し、これにより難しい場合は、道路管理者と協議の上、路面復旧断面を決定するものとする。

(材料の規格)

第 22 条 路面復旧工事に用いる材料の規格は、北海道土木工事共通仕様書による。

(路面復旧工事の面積の決定)

第 23 条 路面復旧工事の面積は、路面復旧工事算定図に基づき算出する。

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、掘削前の構造耐力を保持するために必要な部分とし、道路管理者の指示に従わなければならない。

3 掘削又は路面復旧工事で生じたと認められる破損箇所が存在する場合は、この破損箇所も面積に加える。

(路面復旧工事の時期)

第 24 条 路面復旧工事は、仮復旧完了後一般交通に開放した後、概ね 1 月以内に行わなければならない。この場合において、路面復旧の期限は各申請書の工事の期間までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であって、道路管理者が認めるときは、路面復旧の工事及び路面復旧の期限を道路管理者が認める期間延長することができる。

(1) 冬期間施工のため、本復旧ができない場合

(2) 仮復旧施工業者と本復旧施工業者が違う場合

(道路工事完了届)

第 25 条 占有者等は、路面復旧工事が完成したときには、速やかに道路工事完了届を提出しなければならない。

(検査)

第 26 条 道路管理者は、占有者等から道路工事完了届が提出されたときは、必要と認める場合は現地において検査を行う。

2 占有者等は、道路管理者が施工中又は完了後現場において必要と認める検査をするときは、これを拒むことができない。

3 道路管理者は、当該工事がこの要綱に定められた内容に合致しない場合は、手直しを命じることがで

きる。

(費用の負担)

第 27 条 占有者等は、仮復旧及び路面復旧工事に要する費用を全額負担するものとする。ただし、仮復旧後道路管理者が改良工事等で路面復旧工事を施工する場合は、この限りではない。

2 道路管理者は、仮復旧箇所若しくは路面復旧箇所において工事施工の瑕疵等により表層の破損、路盤の落ち込み等があるとき又は占有者等が工事の手直し命令に従わない場合において、その復旧に緊急性を要すると判断した場合は、占有者等に代わり復旧工事をを行い、それに係る復旧費の全額を占有者等から徴収することができる。

第 6 章 雑則

(その他)

第 28 条 [この要綱](#)に規定するもののほか、必要な事項については、道路管理者の判断を仰ぎ、その指示に従わなければならない。ただし、緊急(漏水、ガス漏れ等)を要する場合は、占有者等の判断により措置するものとし、その場合は、事後、直ちに道路管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 [この要綱](#)は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する

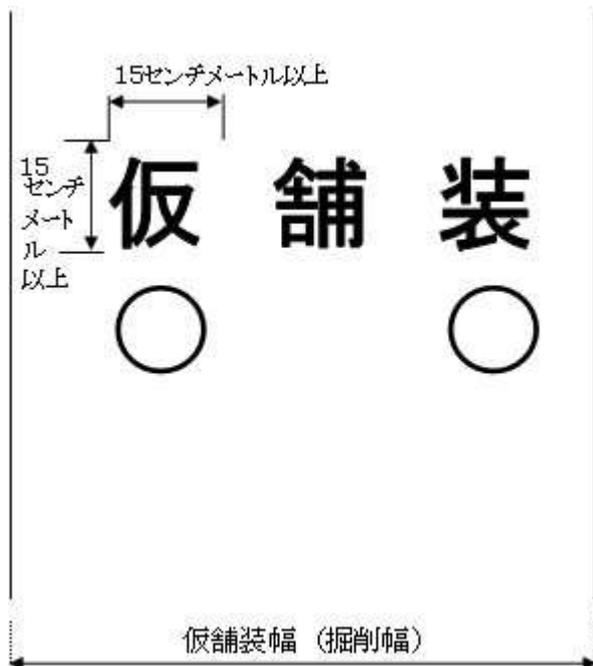
(適用区分)

2 [この要綱](#)の規定は、[この要綱](#)の実施の日以後に申請のあった工事について適用する。

別表第 1(第 18 条関係)

路面標示図(仮舗装)

【標示例】



【備考】

1 『仮舗装』、『○ ○』の文字はゴシック体とし、色は白色で、大きさは 15 センチメートル×15 センチメートル以上とすること。

2 『○ ○』の部分、下記のとおりとする。

・ガス事業者は『ガス』、水道事業者は『水道』、下水道事業者は『下水道』、電気事業者は『電気』、電話事業者は『電話』とする。

・その他の占有者については、別途協議をして決定する。

3 この標示は、掘削箇所に対して1箇所以上とする。

試掘などで掘削する場合も同様とする。

4 道路を縦断的に掘削をする場合は、20メートル間隔で標示すること。

5 道路を横断的に掘削をする場合は、走行車線に対して1箇所以上標示すること。

6 上記以外の標示として、発注者名、請負者名及び連絡先を標示することは許可する。

7 広告等の標示は、許可しない。

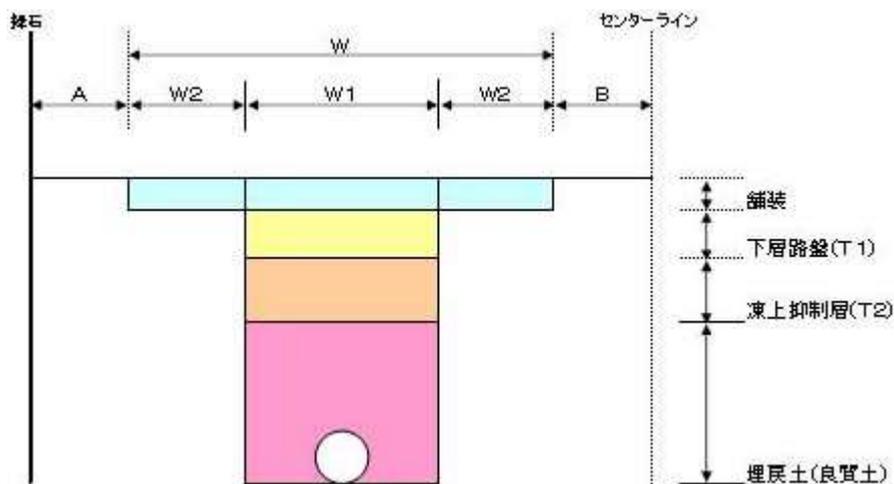
8 その他標示については、道路管理者の指示に従うこと。

別表第2(第21条関係)

路面復旧工事算定図

舗装道路

○断面図



W 復旧幅($W1 + W2 \times 2$)

W1 掘削幅

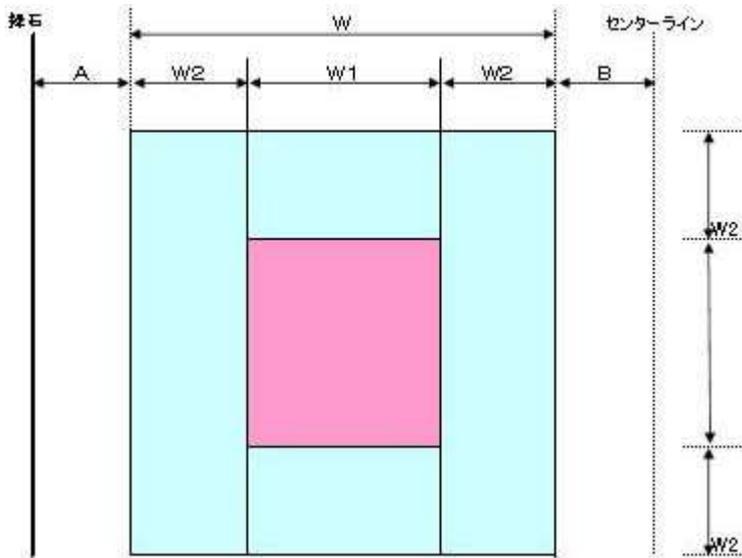
W2 オーバーカット幅($T1$ (下層路盤)+ $T2$ (凍上抑制層))

T1 下層路盤

T2 凍上抑制層

T3 埋戻土(良質土)

○平面図



W 復旧幅

W1 掘削幅

W2 オーバーカット幅(T1(下層路盤)+T2(凍上抑制層))

※ 道路法施行規則 [第4条の4の7](#)

1 A ≤ 120 センチメートルの場合は縁石まで舗装復旧すること。

2 B ≤ 120 センチメートルの場合はセンターラインまで舗装復旧すること。

※ 道路法施行規則 [第4条の4の6](#)

占用のために掘削した土砂の埋め戻しは各層(層の厚さは原則として 0.3 メートル路床部にあつては 0.2 メートル)ごとにランマーその他の締め固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこと。